

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	経年管改善推進業務
委託業務場所	大津市ガス供給区域ほか
概要	経年管改善折衝、経年管改善工事設計、工事費算定(見積書作成)
契約期間	委託業務開始日 から 令和3年3月31日まで
契約年月日	令和2年4月6日
契約金額(単価)	別表「業務単価明細表」のとおり
契約の相手方	〔名称〕株式会社 大津ガスサービスセンター 〔所在地〕大津市中央三丁目2番3号
契約相手方の選定理由	<p>(株)大津ガスサービスセンターは、経年管改善折衝業務を平成22年度より現在に至るまで受託し、約3,200件に及ぶ対象需要家を繰返し巡回し、そこで得た折衝先との良好で固い信頼関係を構築しており、現在も改善工事交渉中や継続訪問を行なっている物件が多数有る。並びに、公営ガス事業者である本市の立場を理解した上で改善折衝手順や手法を確立し十分熟知しており、見積りや内管漏洩調査等の現地訪問時において苦情やトラブル等も無く良好に実績を重ねている。また折衝員は、(一社)日本ガス協会の「経年埋設内管改善折衝員教育スクール」を受講し、経済産業省の説明会へ積極的に参加して知識習得を行なっている。今後、未改善物件の折衝は更に難易度が高い事が想定されるが、改善を強く推進して行くためには、長年培った同社の高い知識や経験が大いに必要である。この条件をすべて満たす唯一の業者である当該業者と随意契約を締結する。</p>
担当課・電話番号	維持管理課 保安グループ 077-528-2610
根拠規程	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>6 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意) 1 契約金額(単価)は、消費税額及び地方消費税額を含みません。
 2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

別表

業務単価明細表

(単価は消費税額及び地方消費税額抜き)

項目	単 価			摘 要	
	昼 間	土曜日・夜間	休 日		
経 年 管 改 善 推 進	再調査（マッピング調査・情報確認）	2,392	-	-	〃
	現地調査	7,179	-	-	〃
	経年管概要説明実施	7,975	9,968	10,764	〃
	（市外）経年管概要説明実施	12,760	-	-	〃
	見積り提出・提案	59,815	-	-	〃
	見積り再提出	23,924	-	-	〃
	腐食度調査（H=0.3以下）	6,380	-	-	〃
	腐食度調査（H=0.3超）	12,760	-	-	〃
	ガス漏れ調査	9,570	-	-	〃
	完了（オーダー申請での施工により改善）	15,950	-	-	〃
	完了（オーダー申請による撤去）	9,570	-	-	〃
	完了（緊急部門対応での修繕により改善）	11,164	-	-	〃
	完了（緊急部門対応による官民撤去）	9,570	-	-	〃
	改善済み（図面作成要す）	12,760	-	-	〃
	用途変更に伴い折衝中止	9,570	-	-	〃
単価合計金額	232,071				

別表の単価の適用に当たっては、次の各号のとおりとする。

(1) 休日とは、国民の祝日に関する法律で定められた休日、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）における8時40分から17時25分までの時間に業務を開始したものをいう。

(2) 昼間とは、休日を除く月曜日から金曜日の8時40分から17時25分までの時間に業務を開始したものをいう。

(3) 夜間とは、休日を除く月曜日から金曜日の17時26分から翌日8時39分までの時間に業務を開始したものをいう。

(4) 土曜日とは、休日を除く土曜日の8時40分から17時25分までの時間に業務を開始したものをいう。